

大江湿原における防鹿柵の設置について

関東森林管理局
会津森林管理署南会津支署

尾瀬生態系維持回復事業の一環として、ニホンジカの食害からニッコウキスゲをはじめとする尾瀬の湿原植生を保護するため、大江湿原周囲約3.5 kmに防鹿柵を設置しました。

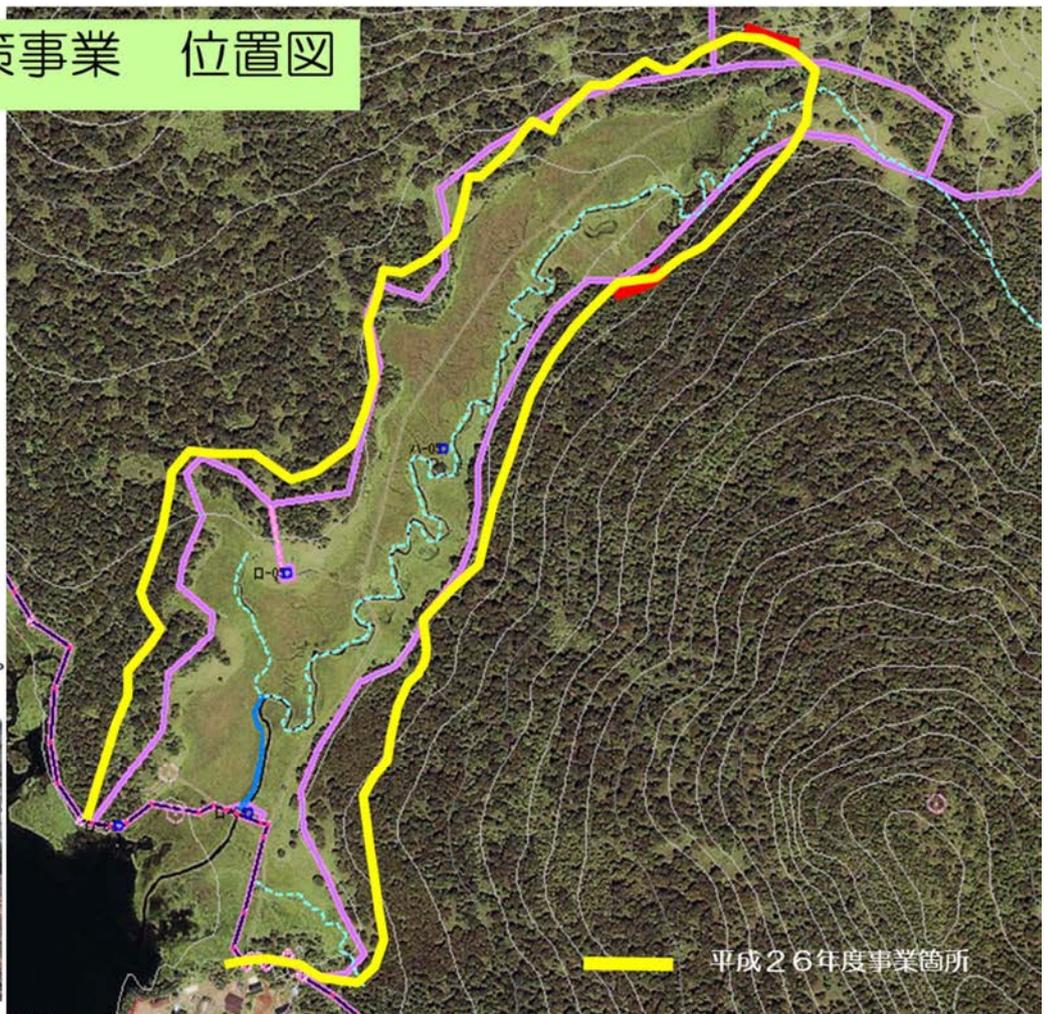
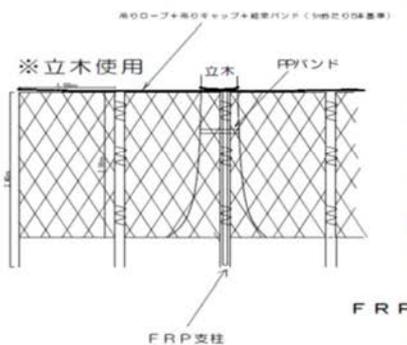
事業経過

- 平成25年度
資材運搬
設置試験（耐雪試験）
- 平成26年度
防鹿柵設置工
5月 発注
6月 柵の設置
7月～9月 巡視
9月末 取り外し
（豪雪対策）
- 平成27年度
防鹿柵再設置工
6月発注、柵の設置
7月～9月 巡視
10月 柵の取り外し



尾瀬国立公園「大江湿原」

大江湿原獣害対策事業 位置図



平成26年度事業の成果

防鹿柵の設置により、ニッコウキスゲの順調な開花が見られ、地元関係者から「花芽の食害は少なくなった。」と、柵設置による効果に好評価を得た。

南会津尾瀬二ホンシカ対策協議会（会長：福島県南会津地方振興局 県民環境部長）が夜間巡視等の活動。（数頭の侵入を確認）

8月中旬から、シカの侵入が増加、種子を食しているため、末端部からの侵入対策が課題となった。



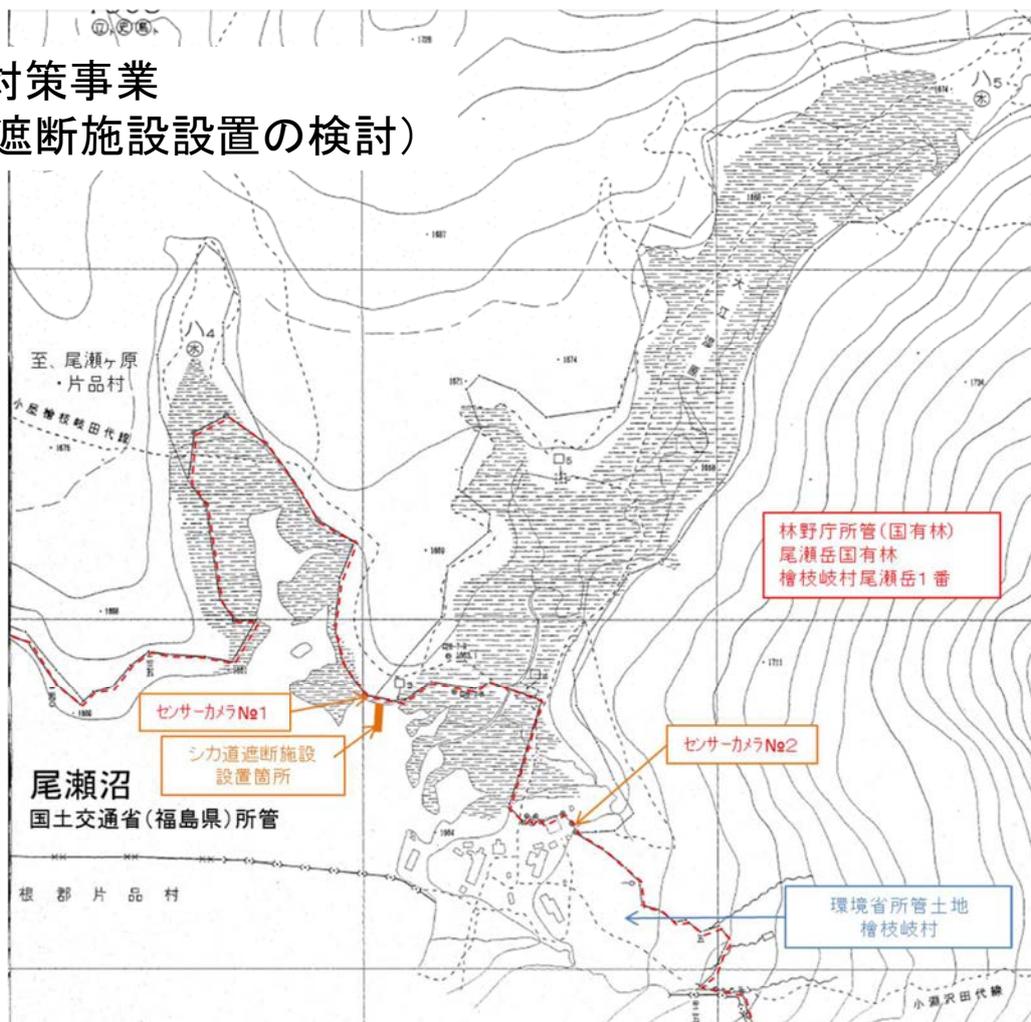
湿原の出入口

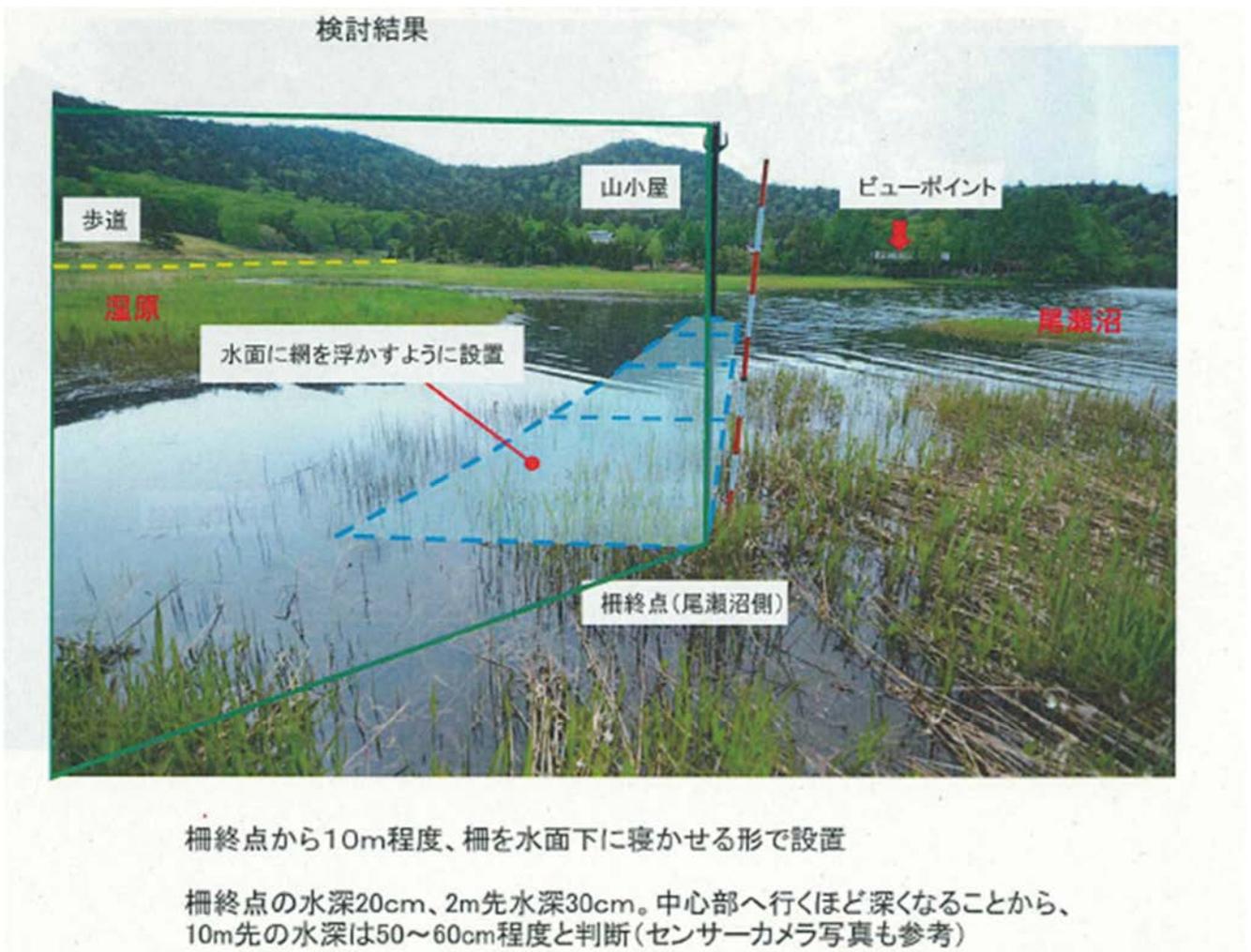


設置作業

大江湿原獣害対策事業 (尾瀬沼シカ道遮断施設設置の検討)

浅湖(アザミ)湿原から
大江湿原に侵入





平成27年7月26日撮影

柵末端部のネットの設置状況



平成27年8月9日撮影

ネットの設置場所の沼の水位状況



尾瀬「大江湿原防鹿柵予定箇所の積雪状況」H27.5.30撮影



尾瀬「大江湿原防鹿柵予定箇所の積雪状況」H27.5.30撮影



平成27年度事業の成果

尾瀬沼への防鹿対策により、シカの侵入を抑止、ニッコウキスゲは順調な開花・結実が見られ、前年以上に柵設置の効果があった。

南会津尾瀬ニホンシカ対策協議会による夜間巡視（追い払い）は見合わせ柵を巡視。（1頭を捕獲）

センサーカメラ(2台)を設置し末端部および施設裏手で数回撮影した。今後の継続・効果を確認する上で設置場所等の検討(連携)が必要。

また、尾瀬沼は所管外であることから、関係機関(県等)の円滑な許認可、協力が必要である。



センサーカメラNo1 (3連写)
「尾瀬沼柵末端部」

8月18日19:35



センサーカメラNo2(施設裏側)



平成26年7月21日撮影

ニッコウキスゲの開花状況



平成27年7月21日撮影

ニッコウキスゲの開花状況





かつては大江川右岸の木道沿いも湿原一面にニッコウキスゲの風景が見られた。

(前橋営林局発行1970「尾瀬の森林」より)

平成26年7月21日撮影

「ヤナギランの丘」



ニッコウキスゲの群落が見られるのは大江川左岸の一部となっている。

尾瀬地域関係県内各森林管理署等のニホンジカ捕獲等の取り組み

関東森林管理局

県名	国有林における主な取組		
	H26年度の捕獲実績等	H27年度捕獲状況(H28.2月15日時点)と主な取組	H28年度の主な取組予定
栃木	<p>日光署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光地域共同体参画 モバイルカリング 35頭 日光市一斉駆除、環境省捕獲他 55頭 高度化実証事業 モバイルカリング 18頭 計108頭 	<p>日光署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 日光地域共同体参画 モバイルカリング 47頭捕獲 白根山誘引捕獲 3頭捕獲 環境省足尾シカ生息状況調査 高度化実証事業 モバイルカリング 9頭捕獲 囲いわな 3頭捕獲 	<p>日光署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業(請負)捕獲(奥日光) 新規 公共事業(請負)捕獲(足尾) 新規(検討) 埋設箇所周辺水質調査 新規 <p>塩那署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 大沼、沼原、大峠等の植生被害現地状況調査
群馬	<p>群馬署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員実行(くくりわな)捕獲 77頭 <p>利根沼田署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定に基づく猟友会による捕獲 19頭 	<p>群馬署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員実行(くくりわな)捕獲 28頭 局有害鳥獣捕獲(わな)研修実施 修了者27名 <p>吾妻署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県猟友会吾妻支部との協定締結 <p>利根沼田署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県猟友会沼田支部との協定締結 <p>赤谷センター:</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲を前提とした餌による誘引試験 	<p>群馬署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公共事業(請負)捕獲 新規 職員実行(くくりわな、セルフロックスタンション)捕獲(検討) <p>吾妻署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県猟友会吾妻支部との協定締結 <p>利根沼田署:</p> <ul style="list-style-type: none"> 群馬県猟友会沼田支部との協定締結 局有害鳥獣捕獲(わな)研修 新規 <p>赤谷センター:</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担の少ない捕獲手法の確立に向けた実証試験(赤谷プロジェクト)
福島	<p>南会津:</p> <ul style="list-style-type: none"> 南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会による捕獲 97頭 	<p>南会津:</p> <ul style="list-style-type: none"> 大江湿原シカ柵延長(尾瀬沼)及び維持管理 	<p>南会津:</p> <ul style="list-style-type: none"> 大江湿原シカ柵維持管理
新潟	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">ニホンジカに関する特定鳥獣保護管理計画の策定無し</div>		<p>中越署:</p> <ul style="list-style-type: none"> シカ移動状況調査(請負)事業 新規 センサーカメラ経過観察(尾瀬) <p>上越署:</p> <ul style="list-style-type: none"> シカ生息状況調査(請負)事業 新規

注) シカ柵、単木処理等の作業は含めていない。

平成27年度尾瀬のニホンジカ対策事業【福島県】

1 事業目的

ニホンジカによる尾瀬の湿原植生の攪乱が大きな問題となっていることから、尾瀬の貴重な湿原生態系を保全し、本県の優れた生物多様性の保全を一層推進するため、関係機関・団体による「南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会」を設立し、地域が一体となって、捕獲や被害防除等の効果的な対策を講じる。

2 事業実施主体

南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会（H25.6 設立）

（ 檜枝岐村、南会津町、福島県猟友会南会津支部檜枝岐分会、尾瀬檜枝岐温泉協会、尾瀬保護財団、尾瀬山小屋組合、福島県南会津地方振興局
 ※オブザーバー：環境省檜枝岐自然保護官事務所、会津森林管理署南会津支署 ）

3 事業費

3,000千円（うち国交付金 1,500千円）（生物多様性推進支援事業交付金）
 （うち県補助金 1,500千円）

※その他 尾瀬保護財団から支援金300千円あり。

4 事業の概要（実績）

(1) 有害（予察）捕獲等の実施

尾瀬国立公園特別保護地区及び周辺地域における被害の軽減を図るとともに、ニホンジカの効率的な捕獲方法の検討及び実証を目的として、以下の地域において有害（予察）捕獲等を実施した。

ア 南会津郡檜枝岐村（矢櫃平、舟岐川地区）

	実施内容
実施期間	平成27年7月1日（水）～平成28年2月28日（日）
実施場所	別紙「平成27年度捕獲実施図（南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会）」のとおり
実施方法	追い込みネット・くくりわなを用いた捕獲
捕獲頭数	36頭（平成28年1月末現在）

イ 南会津郡南会津町館岩地域（湯ノ花・水引・木賊・川衣・鱒沢地区）

	実施内容
実施期間	平成27年11月15日（日）～平成28年3月19日（土）
実施場所	別紙「平成27年度捕獲実施図（南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会）」のとおり
実施方法	銃器を用いた捕獲（巻き狩り）
捕獲頭数	25頭（平成28年1月末現在）

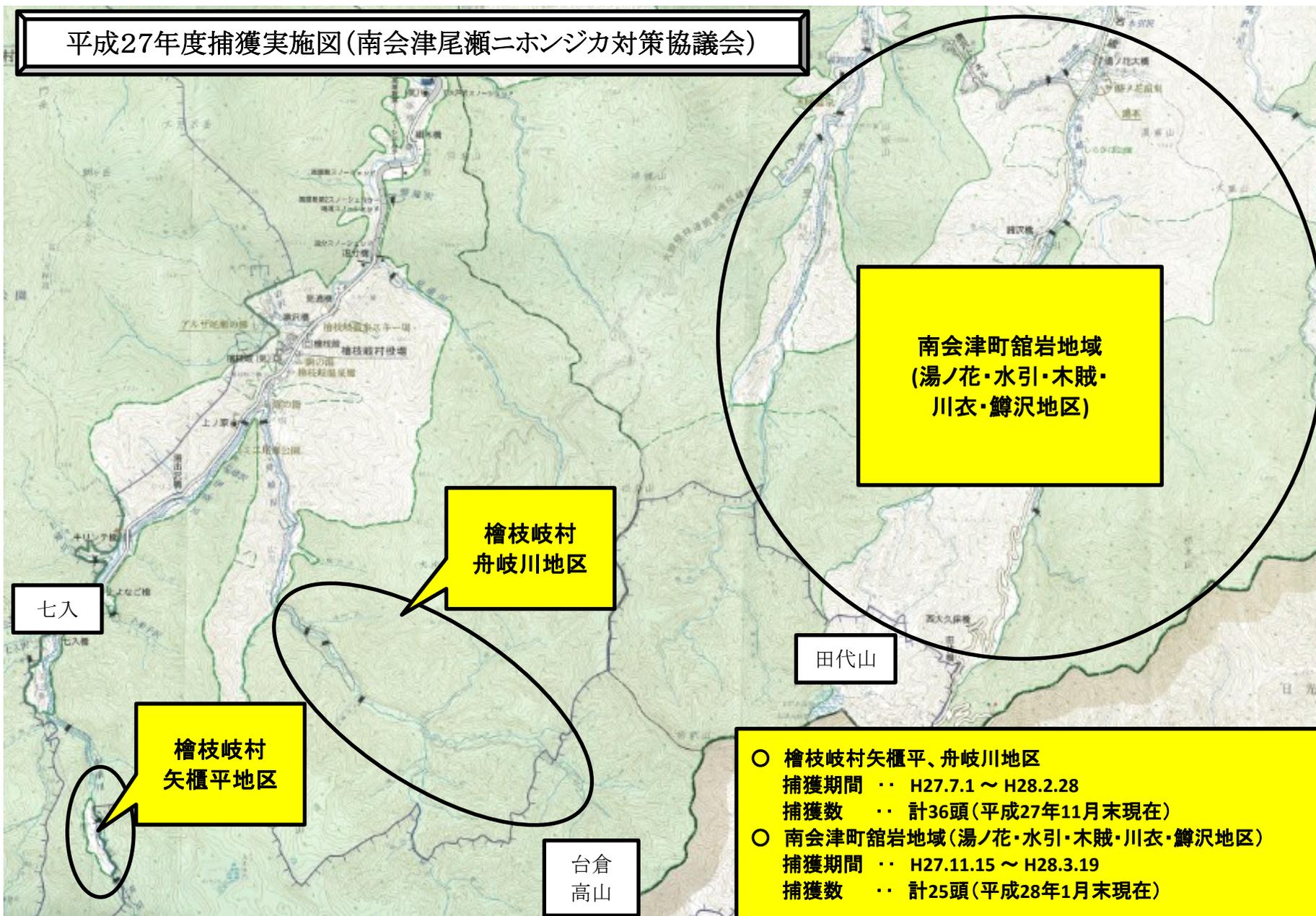
(2) 湿原植生の保護

大江湿原周辺において、ニホンジカによるニッコウキスゲの食害を防ぐため、開花・結実シーズンに防鹿柵の巡視等を実施した。

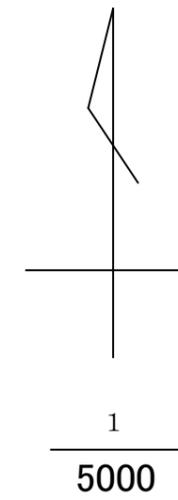
(昨年に引き続き、森林管理署が大江湿原周辺にシカ侵入防止柵を設置。)

	実施内容
巡視区域	大江湿原 三本カラマツ分岐付近～平野家の墓分岐付近 (別紙地図のとおり) 片道600m (約15分～約1時間)、往復約1.2km
巡視期間	平成27年7月10日(金)～8月27日(木) (計8回)
巡回時間	10時～13時30分 (実施日による変動有)
巡視人員	1回の巡視につき原則として3人1組 (2人以上で実施した期間もあり) 延べ約15人
巡視方法	1) 柵周辺におけるシカの痕跡調査 食痕やシカ道等の確認。 2) シカやクマ等による柵損傷箇所の補修 柵が折り曲げられたり、破られた箇所の補修及び森林管理署への情報提供
実施結果	1) 柵周辺におけるシカの痕跡調査 <ul style="list-style-type: none"> シカによる食痕やシカ道等は確認されなかった。一度、柵付近 (柵外) でシカのものと思われる足音は確認できたが、姿や痕跡は確認できなかった。 2) 柵補修と柵周辺におけるシカ移動状況 <ul style="list-style-type: none"> 数箇所ほどシカやクマ等による衝突痕と思われるものを確認したが、柵が破られた形跡はなく、柵を越えての柵内 (大江湿原) への侵入はなかったものと推測される。 柵の下部に小型哺乳類によるものと思われる小さな衝突痕が何度か確認されたため、巡視の際に手作業で損傷箇所を補修した。 くくり罠のかけ外れが何度か確認されたため、巡視員でかけ直しを行ったり、難しい場合は猟友会檜枝岐分会に報告しかけ直しを依頼した。 3) その他状況 <ul style="list-style-type: none"> 柵巡視の際、クマのものと思われる糞が何度か確認されたが、姿や痕跡は確認されず、上記に挙げたとおり柵が破られた形跡もなかった。 4) 昨年度との比較 <ul style="list-style-type: none"> シカ侵入について、昨年度は柵を破って侵入した個体が見受けられたが、今年度は柵側からの侵入はなく、柵未設置箇所 (集団施設地区側) から侵入した個体が数頭確認された程度であった。 ニッコウキスゲ食害について、昨年度と比較して、葉及び花の被食はほとんどなくなり、開花密度も増加する結果となった。

平成27年度捕獲実施図(南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会)



大江湿原対策事業位置図



尾瀬におけるニホンシカ対策について

群馬県自然環境課

1 目 的

群馬県では、ニホンシカによる尾瀬ヶ原の湿原及び尾瀬沼を含めた尾瀬全体の植生の荒廃を防ぐため、平成25年度から、関係機関で構成する「※群馬県尾瀬地域生物多様性協議会」を設置し、環境省の「生物多様性保全推進支援事業」を活用して「尾瀬からのシカの排除」を最終目標としている「尾瀬国立公園シカ管理方針（2009.3）」に基づき、県の役割である個体数調整を実施。（平成27年度は、当該事業の最終年）

※協議会構成員：群馬県、片品村、東京電力(株)、尾瀬山小屋組合、(公財)尾瀬保護財団

2 事業内容

環境省の調査結果を活用し、尾瀬ヶ原と日光方面とを行き来するシカの移動経路上での捕獲を、地元猟友会等に委託して実施。

なお、捕獲を実施することに伴いシカの移動経路等が変更することが予想されるため、自動撮影カメラを設置してシカの行動を調査し、以降の捕獲に活用する。

①国道401号沿線：ウルシ沢～曲沢地区(戸倉～大清水間)

②丸 沼 周 辺：第2ペンション街入り口～丸沼スキー場周辺、一ノ瀬発電所周辺

3 捕獲実績

平成25年度

区 分	春期(4/30～6/1)		計	秋～冬期(10/10～12/22)		計	合 計
	国道401号	丸沼地区		国道401号	丸沼地区		
くくりわな	29頭	44頭	73頭	49頭	22頭	71頭	144頭
銃	—	—	—	4頭	—	4頭	—
合 計	29頭	44頭	73頭	53頭	22頭	75頭	148頭

平成26年度

区 分	春期(4/17～6/5)		計	秋～冬期(10/15～12/24)		計	合 計
	国道401号	丸沼地区		国道401号	丸沼地区		
くくりわな	18頭	133頭	151頭	20頭	34頭	54頭	205頭
銃	—	—	—	—	—	—	—
合 計	18頭	133頭	151頭	20頭	34頭	54頭	205頭

平成27年度（捕獲継続中）

区 分	春期(4/18～6/7)		計	秋～冬期(10/18～)		計	合 計
	国道401号	丸沼地区		国道401号	丸沼地区		
くくりわな	4頭	31頭	35頭	16頭	11頭	27頭	62頭
銃	—	—	—	※実施中		—	—
合 計	4頭	31頭	35頭	16頭	11頭	27頭	62頭

(これまでの実績)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
環境省	—	9頭	26頭	85頭	155頭	47頭	71頭	67頭	76頭
福島県	26頭	23頭	12頭	35頭	39頭	34頭	58頭	99頭	182頭
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	148頭	205頭
合 計	26頭	32頭	38頭	120頭	194頭	81頭	129頭	314頭	463頭

尾瀬シカ対策（個体数調整）実施位置図

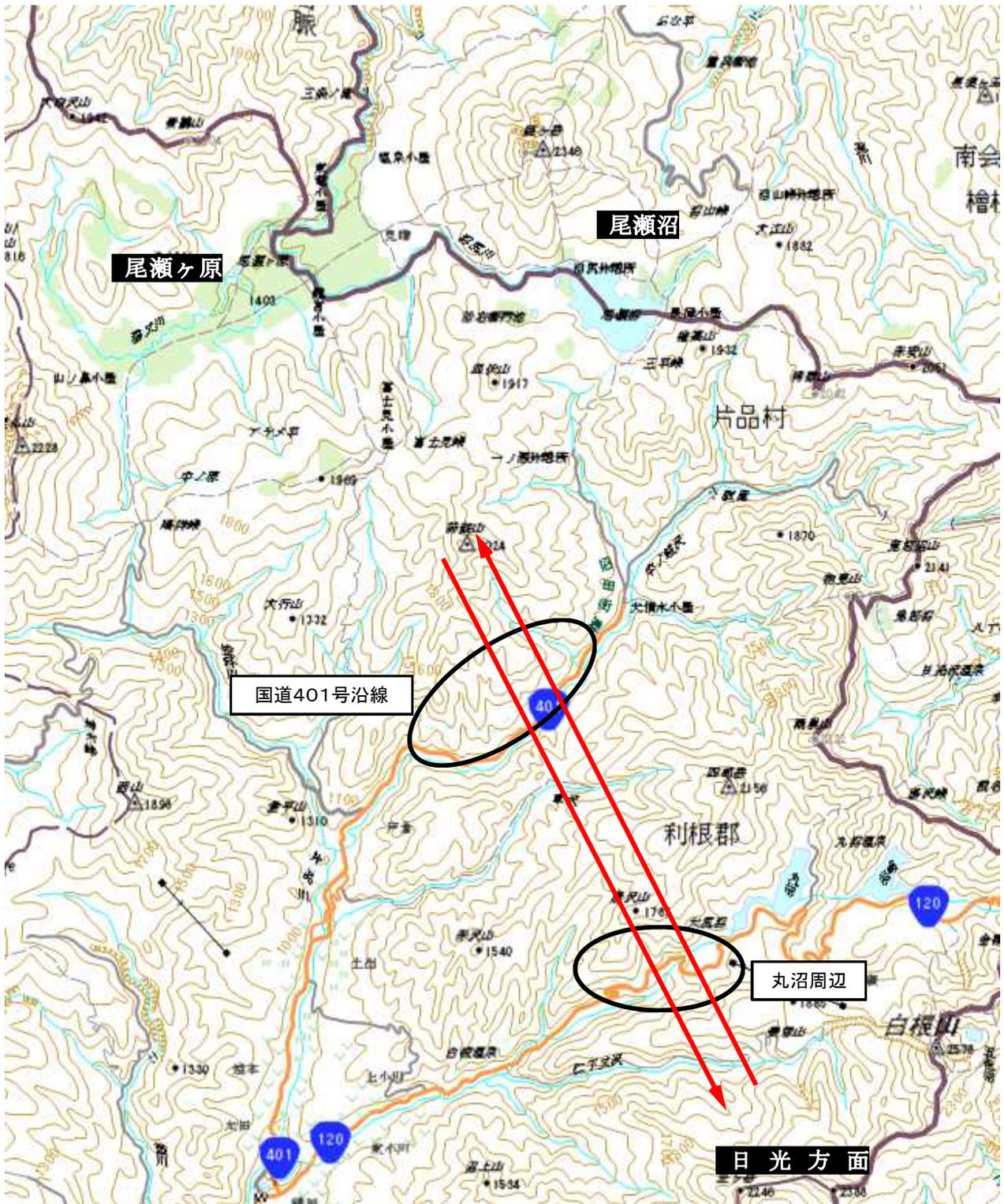


写真1 猟友会によるくりわなの設置



写真2 設置された侵入防止柵

尾瀬シカ捕獲検体分析結果 2015年度・春・秋・冬

群馬県自然環境課
(分析：群馬県立自然史博物館)

尾瀬シカ捕獲事業で捕獲されたシカの個体の検体分析を行ったところ、以下のことを指摘できる。

【春期】

- 1 5.5歳の捕獲が多かった。
- 2 6.5歳以上の成獣～老齢個体が認められなかった。
- 3 メスの妊娠率は87%であり、2013年度・春、2014年度・春と比較して大きな変化は認められなかった。
- 4 胎児の性比は、オス1.1、メス1であった。
- 5 推定受胎時期は9月下旬から1月中旬と推定された。
- 6 出産推定時期は、5月下旬から8月中旬と推定され、6月上旬が最も多いと推定された。
- 7 食性では、ササが63.4%と主体を占め、ついでアスナロが多い傾向が認められた。
ササは、2014年度・春と比較して28.3%増加した。

【秋・冬期】

- 1 0.5歳の捕獲が多かった。
- 2 7.5歳以上の成獣～老齢個体が認められなかった。
- 3 メスの妊娠率は40%であった。
- 4 食性では、堅果類が40.2%と最も多く、ついで、ササが多い傾向が認められた。

堅果類が多い傾向は、2013年度、2014年度の秋、冬と異なっている。

なお、イノシシ・オス・1.5歳が、10月下旬、丸沼地区で2体捕獲された。
胃内容物は堅果類であった。

尾瀬国立公園シカ対策協議会規約（改正案）

（目的）

第1条

福島、栃木、群馬、新潟の4県にまたがる日光利根地域個体群のうち尾瀬及びその周辺に生息するシカは、その増加により尾瀬を特徴づけている湿原や池塘に回復不能な影響を与える可能性を有し、尾瀬の保護、保全上の問題となっている。

本問題については、「尾瀬地区におけるシカ管理方策検討会」で各方面の有識者及び関係者により対策が検討され、尾瀬の現在の植生を守るとの観点から関係行政機関・団体が協力して対策に当たる等の「尾瀬地区におけるシカ管理方針」がまとめられた。

上記方針に基づいて関係機関が連携して対策を実施するに当たり、連絡・調整を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」（以下、「協議会」と称する。）を設置する。

（協議事項）

第2条

- （1）各機関の行う対策の調整に関すること
- （2）各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること
- （3）その他関係事項
- （4）なお、関係機関の合意を必要とする事態が生じた場合は、別途合意形成の作業を行うこととする。

（構成）

第3条

協議会は、環境省、林野庁、福島県、群馬県、新潟県、栃木県、南会津町、檜枝岐村、片品村、魚沼市、東京電力（株）、尾瀬山小屋組合及び（財）尾瀬保護財団により構成する。

（議長）

第4条

協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東地方環境事務所長とする。

（アドバイザー）

第5条

議長は、「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー」を協議会に出席させ、意見を聞くことが出来る。

（会議）

第6条

会議は、必要に応じて議長が招集する。

（事務局）

第7条

協議会の事務局は環境省関東地方環境事務所内に置く。

（補則）

第8条

協議会の運営その他について必要な事項は別途定める。

（付則）

この規約は平成12年11月14日から施行する。

（付則）

この規約は平成13年7月10日に改正される。

（付則）

この規約は平成18年3月22日に改正される。

（付則）

この規約は平成20年3月31日に改正される。

（付則）

この規約は平成21年1月23日に改正される。

（付則）

この規約は平成27年2月26日に改正される。

尾瀬国立公園シカ対策協議会名簿

[構成員]

環境省関東地方環境事務所長
林野庁関東森林管理局計画保全部保全課長
福島県生活環境部環境共生総室自然保護課長
福島県教育委員会文化財課長
群馬県環境森林部自然環境課長
群馬県教育委員会文化財保護課長
新潟県県民生活・環境部環境企画課長
新潟県教育庁文化行政課長
栃木県環境森林部自然環境課長
南会津町長
檜枝岐村長
片品村長
魚沼市長
東京電力（株）[リニューアブルパワー・カンパニー環境部尾瀬・交流水利・
尾瀬グループマネージャー](#)
尾瀬山小屋組合長
（公財）尾瀬保護財団事務局長

[事務局]

環境省関東地方環境事務所

尾瀬国立公園シカ管理方針

2009年(平成21年)3月11日

尾瀬国立公園シカ対策協議会決定

1 背景及び目的

尾瀬ヶ原は、高層湿原としての発達を遂げ、現在のような景観を呈するようになってから少なくとも1000年は経過していると考えられており、尾瀬ヶ原、尾瀬沼及びその周辺部を含む尾瀬盆地の原生的自然は、国立公園特別保護地区及び特別天然記念物に指定され厳正に保護されてきた。また、2005年(平成17年)には、ラムサール条約登録湿地に指定されている。

2007年(平成19年)8月には、尾瀬と共通した自然環境を有する会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域が国立公園区域に編入され、尾瀬国立公園が誕生した。今後、これらの編入地域を含む尾瀬国立公園全体について、保護管理の充実が求められている。

従来、ニホンジカ(以下、シカ)の生息が確認されていなかった尾瀬において、1990年代半ばにシカの生息が確認されて以来、湿原をはじめとする植生の攪乱が顕在化し、シカの影響を受けずに成り立ってきた尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響が及ぶ可能性が危惧されている。

このような状況のもと、2000年(平成12年)9月の「尾瀬地区におけるシカ管理方針検討会」において「尾瀬地区におけるシカ管理方針」(以下、第1期管理方針)が決定された。以後、この第1期管理方針に沿って、シカの季節移動ルートや越冬地の把握のための各種の調査等を行うとともに、シカの捕獲については、国立公園特別保護地区等の尾瀬の核心域の外側において、各県の特定鳥獣保護管理計画(以下、保護管理計画)等に基づいて実施してきた。

しかしながら、周辺地域における捕獲を継続しているにもかかわらず、尾瀬に生息するシカは一貫して増加傾向にあり、植生攪乱の面積についても拡大している状況にある。また、周辺地域における有効な捕獲実施の前提となる季節移動ルート及び越冬地の解明については、その全体像を把握するためには、今後とも相当の期間にわたって調査を継続する必要があると考えられる。

このため、第1期管理方針に基づく対策を継続するのみでは、シカによる尾瀬の生態系への影響を低減することは極めて困難な状況であり、現在植生攪乱が発生している国立公園特別保護地区等の尾瀬の核心域においても、捕獲を行うことが避けられない状況となってきた。

また、新たに国立公園に編入された会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域において

も、シカの生息が確認されるようになってきており、今後の動向について注視していく必要がある。

全国的にも、国立公園特別保護地区である戦場ヶ原（日光国立公園）、大台ヶ原（吉野熊野国立公園）等において、湿原や森林に対するシカの影響が顕在化する事例が見られ、特別保護地区等でのシカの捕獲を含む各種対策が実施されている。

これらのことを踏まえ、シカ対策の一層の推進を図り、尾瀬国立公園の貴重な生態系の保護を図るため、今般、第1期管理方針を全面的に見直し、新たな管理方針を策定したものである。

なお、本管理方針による対策は、尾瀬国立公園の保護管理の観点から推進するものであるが、各県の保護管理計画等に基づく対策との連携を確保するものとする。

2 管理の基本的考え方

(1) 管理の目標

尾瀬に生息するシカは、栃木・群馬県境部の日光利根地域個体群において分布を拡大している最前線の集団と考えられるが、従来、尾瀬では、シカの生息は確認されておらず、尾瀬の生態系はシカの影響を受けない条件下で成立してきたものと考えられる。

シカの増加は尾瀬本来の生態系に回復不可能な影響を及ぼす可能性があり、生態系の維持とシカの生息とは相容れないものと考えられることから、尾瀬からシカを排除することを最終的な目標とする。

その上で、当面（5年間）の目標として、特別保護地区を含む尾瀬国立公園及び周辺地域でのシカの捕獲を積極的に実施することにより、尾瀬の生態系に対するシカの影響の低減を目指す。

会津駒ヶ岳地域と田代山・帝釈山地域については、シカの生息状況の把握を行うこととし、湿原等への影響の可能性が認められる場合には、捕獲の実施について検討するものとする。

(2) 保全対象

尾瀬国立公園の優れた景観を構成する主要な生態系を保全対象として位置づけ、これらの生態系に対するシカの影響の低減を目指すための対策を実施することとする。

保全対象とする生態系のタイプは次のとおりであり、これらの生態系の分布する地域は、国立公園の特別保護地区及び第1種特別地域とほぼ一致する。

ア 周辺低木林を含む湿原生態系

イ オオシラビソ、ブナを主体とする原生的な森林生態系

3 シカ捕獲の実施方針

(1) 尾瀬国立公園におけるシカの捕獲

尾瀬国立公園区域内でのシカの捕獲は、次の事項を踏まえ推進することとする。

ア 捕獲方法

(ア) わなによる捕獲を基本とする。

(イ) 銃器は、次の場合に使用できるものとする。

- ・ わなで捕獲した個体の止めさしに使用する場合。
- ・ 利用者の安全を十分確保できる区域において使用する場合。特に利用期（山開き～小屋閉め）においては、残雪があるなど見通しが極めて良好な条件で使用すること。

(ウ) シカの移動ルート上での捕獲や、シカを誘導する柵の設置と組み合わせた捕獲など、効果的な捕獲の実施に努めるものとする。

イ 捕獲における留意事項

(ア) 利用者の安全及び快適性の確保

- ・ ビジターセンターや山小屋において捕獲に関する情報（日時・場所等）を利用者に提供するとともに、捕獲を実施する区域では標識を掲示し、利用者への注意喚起を徹底するものとする。
- ・ 休憩所や歩道等の利用施設周辺を避けて捕獲を実施し、利用者の目に触れないように作業することや、静穏さを保つことに配慮するものとする。
- ・ 捕獲した個体については、ツキノワグマを誘引する可能性もあることから、早期に回収できる体制を整えるとともに、原則的に搬出により適切に処理するものとする。

(イ) 植生・他の動物への影響の最小化

- ・ 捕獲作業による植生への影響は、必要最小限とするよう配慮するものとする。
- ・ 捕獲した個体の搬出が極めて困難な場合には、埋設する可能性もあるが、埋設する場所は、事前に専門家の助言を得るなど、植生への影響に配慮して慎重に選定するものとする。
- ・ 他の動物が、万一、わなで捕獲された場合に、解放できる体制を整えるものとする。

(ウ) 関係法令の遵守等

- ・ 捕獲の実施に際しては、自然公園法、鳥獣保護法、文化財保護法、森林法等の関係法令の手続きについて遺漏のないようにするとともに、土地所有者の了解を得て行うものとする。また、関係機関・団体等へ事前に周知し、必要な連絡調整を図るものとする。

(2) 季節移動ルート及び越冬地におけるシカの捕獲

尾瀬国立公園に侵入しているシカの季節移動ルート及び越冬地における捕獲については、狩猟の促進及び個体数調整等の強化を図ることとする。

4 モニタリング等の調査研究

本管理方針による対策が、科学的データに基づいて実施されるとともに、定期的な評価・見直しによる順応的なものとなるよう、環境省が中心となって、モニタリング等に関する関係機関・団体等との分担・協力体制を構築し、必要なデータの収集、統合、情報交換を円滑に行えるようにする。

モニタリングは、概ね次の項目について実施する。

ア 保全対象についてのモニタリング

保全対象の生態系に対するシカの影響の推移を把握するため、植生攪乱の分布・面積、採食植物の種類等を経年的に調査する。

イ シカの生息数及び動態についてのモニタリング

シカの生息数を推定するためのライトセンサス調査、個体群の状態を把握するための試料の収集・分析を経年的に行うとともに、季節移動ルート及び越冬地を把握するため、発信器の装着による追跡調査等を行う。

また、尾瀬国立公園及び周辺地域における捕獲数、日光利根地域個体群の捕獲数等の毎年のデータを集計・整理する。

ウ 対策の検討のための調査研究

効果的な捕獲・防除方法を検討するための実証試験等を行う。

5 防除対策等

防鹿柵の設置などの防除対策や攪乱された植生の復元対策については、上記4のモニタリングの状況を踏まえつつ、効果的な手法についての検討や実証試験を行う。

6 管理の実施体制

(1) 関係機関の役割分担

本管理方針に基づく対策における主な関係機関・団体等の役割は、次のとおりとする。

ア 環境省

尾瀬国立公園の保護管理を適切に行う立場から、次の項目のとおり、シカ対策について中心的役割を果たす。

- ・シカ管理方針の検討・策定
- ・関係機関・団体等の連携確保
- ・モニタリングの継続的实施と効果的な対策の検討
- ・関係機関・団体等が実施した尾瀬に関わる調査・研究のとりまとめ
- ・モニタリング等で得られたデータの関係機関・団体等への情報提供
- ・尾瀬国立公園におけるシカ捕獲の優先的実施と、関係機関・団体等が行う捕獲に対し用具を貸与するなどの支援の実施

イ 関係県

鳥獣の管理者として、尾瀬のシカに関する個体数調整の積極的実施や尾瀬国立公園周辺地域における狩猟の促進等に関する保護管理計画等を策定（全県的な計画へ盛り込むことを含む）するとともに、環境省、関係市町村等と連携し、保護管理計画等に基づく対策の推進的役割を果たす。

ウ 関係市町村

関係県の保護管理計画や、鳥獣被害防止特別措置法により市町村が策定する鳥獣被害防止計画等に基づき、環境省、関係県等と連携しながら、尾瀬国立公園及び周辺域におけるシカ捕獲について実行的役割を果たす。

エ 研究者及び研究機関等

研究者及び研究機関等が実施するシカの生態や植生への影響等に関する調査研究の推進とその成果の提供など、シカ対策との連携が期待される。

（２）連絡調整の場の設置

シカ対策に係る情報を関係機関・団体等で共有し連絡調整を図るとともに、合意形成を行う場として、「尾瀬国立公園シカ対策協議会」を引き続き設置する。関係機関・団体等は、この協議会での合意に基づき、連携・協力して対策を実施していくものとする。

（３）助言機関の設置

モニタリング結果の評価、関係機関・団体等によるシカ対策への助言・指導を受けするため、専門家で構成する「尾瀬国立公園シカ対策アドバイザー会議」を引き続き設置する。

7 情報公開及び合意形成

モニタリング結果や対策の実施状況等については、関係機関・団体等が連携して国民への情報提供を積極的に行い、尾瀬のシカ対策が国民の理解と合意のもとに進められるよう努めるものとする。

8 管理方針の見直し

順応的な考え方のもとに対策を実施していくため、5年を目途に、モニタリング結果や対策の効果を総括的に検証し、本管理方針の見直しを行うこととする。